

○富山市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

令和2年5月8日

富山市条例第33号

(設置)

第1条 本市の新型コロナウイルス感染症対策並びに市民及び新型コロナウイルス感染症に関する医療、療養等に係る役務に従事する者に対する支援等の実施に要する経費に充てるため、富山市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、本市の新型コロナウイルス感染症対策並びに市民及び新型コロナウイルス感染症に関する医療、療養等に係る役務に従事する者に対する支援等を実施するための財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、本市の新型コロナウイルス感染症対策並びに市民及び新型コロナウイルス感染症に関する医療、療養等に係る役務に従事する者に対する支援等を実施するための財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り

替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。